

元禄期における天王寺「非人」集団の諸側面

——悲田院中間宗旨改帳と類族生死改帳を手がかりとして——

寺木 伸明

要 約

大坂四ヶ所垣外のうち天王寺垣外（悲田院とも称された）の「非人」集団について、元禄二年『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』を分析したところ、第一に、出生地が近畿を中心に東は陸奥国、西は肥後国に至るまで三三カ国に及んでいたこと、また一八九軒のうち四二軒の戸主が悲田院出身であったことなどが判明した。第二に、同「非人」集団の内部に「悲田院仲間」「手下新非人」および「新屋敷手下非人」という三つの小集団があり、「悲田院仲間」から長吏・二老・小頭などの役職者を出していたこと、これら役職者は小頭一人を除き悲田院出身者であることなどが分かった。第三に、『撰州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』などから、同宗門改帳の中に転びキリシタンの類族が記されていることが分かり、類族家族一軒を確認し、かつその家族の実態と特徴を明らかにすることができた。

はじめに——本稿の課題

大坂の「非人」集団は、江戸期において天満・道頓堀・天王寺・鳶田の四カ所に居住したので、四ヶ所長吏、

あるいは単に四ヶ所とも称されていたことは、よく知られている。

これらの「非人」集団の居住地を「非人村」あるいは垣外と称した。垣外は、「非人」集団を指して使われることもあった。これら「非人村」は、厳密に言えば大坂

市中の外郭に存在していたのであったが、いずれも大坂町奉行所の管轄下にあつて、大坂の町々を旦那場（得意場）にしており、一般に大坂四ヶ所長吏とも称されていたので、本稿においても大坂の「非人」集団というように表記することをお断りしておきたい。

これら大坂の「非人」集団の研究については、岡本良一¹や藤木喜一郎²の業績を先駆として、かなりの蓄積がみられる。とくに岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上・下（清文堂、一九七四・七六年）、同じく両氏編『悲田院文書』（清文堂、一九八九年）が刊行されたのをきっかけに研究が深まってきたといえよう。これら史料集の編集にかかわってきた内田九州男の研究をはじめとして、塚田孝らの一連の研究が知られている³。そうした研究の成果をふまえて、大坂という都市の構造の中で「非人」集団の実態・役割等について概述されたものが、塚田孝『都市大坂と非人』（山川出版社、二〇〇一年）であるといえよう。

ところで、前掲史料集には、「非人」集団の家族構成・年齢構成・出生地等を集団構成員全体にわたって示す宗門改帳類が含まれていなかったため、また、これら「非人」集団の宗門改帳がその後も発見されなかったため、キリシタン類族にかかわる記録で家族構成・年齢構成・

出生地等を断片的、部分的にしか知ることができなかった。

ところが、幸いにも、大阪の部落史委員会の編纂事業推進過程において、和宗總本山四天王寺所蔵元禄一一年（二六九八）の『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』が発見され、同寺のご好意により翻刻・公表することが可能となったのである。本年一月刊行の『大阪の部落史』第一巻所収近世Ⅰ史料38が、それである。その史料に基づいて天王寺「非人」集団の戸数・人口・平均家族数、年齢構成・戸主との続柄、出生地、悲田院^{ひでんいん}仲間の役職と人数、旦那寺と人数等について、その概略を示したものが、拙稿「元禄十一年三月『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』について」（『大阪の部落史通信』第一三三号、一九九八年三月）であった。

本稿の課題は、第一に、前掲拙稿では紙幅の関係で十分ふれることのできなかつた出生地をさらに詳細に分析すること、第二に、天王寺「非人」集団の構成（「悲田院仲間」―「手下新非人」―「新屋敷手下非人」）について検討を加えること、第三に、転びキリシタンの類族の実態等について、藤原有和が翻刻・分析した『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』⁴を手がかりとして解明することである。

一 天王寺「非人」集団の出生地

元禄十一年（一六九八）年の悲田院仲間宗門改帳には、一八九軒六〇〇人の記載がみえる。出生地が明記されているのは、三四〇人で、うち悲田院出身は七一人であった。母または父が悲田院出身者の場合、その子どもや弟などは悲田院生まれの可能性が高いので、それらを加えると悲田院出身数は、二〇三人となる。全体の約三分の一に相当する。

これを戸主のみで見ると、一八九軒のうち四二軒の戸主が悲田院出身者である。全体の二二%余を占める。したがって、八〇%弱が、悲田院以外の地の出身ということになる。ただし、戸主が悲田院以外の出身者で、その妻が悲田院出身者というケースが、一五例あるので、戸主かその妻が悲田院出身という家が五七軒となり、全戸数の三〇%強となる。いずれにしても、他所出身者が著しく多いのが、大きな特徴である。

出生地が明記されている三四〇人について国別一覧にしたものが前掲拙稿の表6であったが、それに地名まで加えて詳細に示したものが、表1である。

悲田院出身者を別として、悲田院の立地する摂津国が

九二人と一番多く、ついで山城国が五二人、続いて和泉国二二人、河内国二一人となっている。注目すべきことは、東は陸奥国から西は肥後国にいたるまで実に三三カ国に及んでいることである。ところで、塚田孝は、前掲書で『道頓堀非人関係文書』上巻に収められた転びキリシタンおよびその配偶者等にかかわる記録から、彼らの出生地が三河・伊勢・山城・摂津・紀伊・淡路・播磨・備前などの広い地域にわたっていることに注目し、道頓堀の「非人」集団が、主として他国の生まれの者たちが「非人」となり、集まって形成されたものと考えられるとしたが、それらはあくまで道頓堀「非人」集団のうち、転びキリシタンとその配偶者等に限定して言えることであって——彼らの家系から長吏・組頭が出てくる中核的部分を構成するものであったとしても——、十分説得力あるものとは言えない。しかも、大坂のキリシタンの改めが行われた寛永二十一年（一六四四）、道頓堀「非人」八〇人のうち、転びキリシタンとその配偶者一四人にすぎなかったのである。六分の一強の事例で全体を押し測るには、十分慎重でなければならぬであろう。なお、ついでに指摘しておくが、塚田前掲書七頁の「道頓堀垣外のキリシタン改宗者（寛永八年）」という表には、一名の転びキリシタンが掲げられ、本文中八頁でも「一

表1 出生地一覧

(数字は人数)

陸 奥	1	1
武 蔵	江戸 3	3
甲 斐	府中 1	1
遠 江	1	1
尾 張	名古屋 1	1
美 濃	1、加茂 1	2
越 前	府中 1、敦賀 1	2
伊 勢	2、桑名 1、山田 1	4
伊 賀	1	1
近 江	長浜 2、坂本 1、矢馳 1、八幡 1、膳所 1	6
山 城	1、京39、京寺町 2、京油小路 1、京川西 1、京九条 1、京柳馬場 1、京三条 1、伏見 4、木津 1	52
丹 波	5	5
丹 後	田辺 1	1
大 和	3、下市 2、今井 2、郡山 2、新庄 1、高田 1、奈良 1	12
紀 伊	4、和歌山 4、墨江村 1	9
摂 津	大坂63、大坂吉野町 2、大坂順慶町 1、大坂天満 1、天満垣外 3 道頓堀垣外 2、鳶田 2、天王寺村 4、尼崎 2、深江村 1、寺岡 1、 服部 1、西宮 1、尼崎垣外 1、兵庫 1、池田 1、 長興寺村 1、河原宮 1、勝間 1、平野 1、蓮華寺 1	92
悲田院	71	71
河 内	5、庄之内 2、正覚寺 2、中野村 2、久宝寺村 1、八尾村 1、古市 1、 志宜野 1、富田林 1、能登村 1、松原 1、石川 1、田嶋村 1、永原 1	21
和 泉	1、堺16、貝塚 2、大庭寺村 1、あびこ村 1、佐野 1	22
播 磨	6、姫路 2	8
但 馬	1	1
備 前	5、岡山 4	9
備 中	1、松山 1	2
美 作	1	1
因 幡	鳥取 1	1
安 芸	1、広島 2	3
出 雲	1	1
石 見	1	1
長 門	1	1
阿 波	1	1
讃 岐	高松 1	1
伊 予	1	1
筑 後	1	1
肥 後	1	1
計		340

一人の転びキリシタンが把握され」云々とあるが、表中の久右衛門妻は、「転びキリシタン」ではなく「非キリシタン」であるので、道頓堀「非人」集団のキリシタン改宗者数は、一〇名である⁶。

それはともかく、道頓堀の事例の時期より半世紀あまり下るが、天王寺「非人」集団の中に他国出身者がきわめて多かった事実は、「非人」集団の形成過程を考えるうえで重要である。この時期においてもなお、「悲田院」以外の地域から、場合によっては相当遠隔地から来住して「非人」集団に属した人々が多かったのである。もちろん宗門帳の記述の信憑性の問題もあるけれども、他国者が多かったことは否めないであろう。

ただし、他方で悲田院出身者も七一人と、かなり多い。そして後述するように彼らのうちから長吏・二老・小頭等の役職者を出していた事実は、天王寺垣外の成立が文禄三年（一五九四）と伝えられていることから、この宗門改帳が作成された元禄一年（一六九八）年までおよそ一世紀も経過していることとなり、その成り立ちについては確実なことは言えないにしても、少なくとも天王寺「非人」集団に限って言えば、もともと悲田院出身者たちが核になって、そこへ他国出身者たちが集まってきて形成された可能性を排除できないと思われる。

もう一点、この宗門改帳で注目されるのは、悲田院以外の地の「非人」身分出身者たちも含まれていることである。「天満垣外」三人、「道頓堀垣外」二人、「尼崎垣外」一人がそうである。単に「鳶田」とあるのが二人いるが、この二人も「鳶田垣外」の出身者であると考えられる。これらの事実は各垣外間で一定の交流がみられたことを示している。これら以外の人々については、出身身分について記載されていないので不明である。

二 天王寺「非人」集団の構成

本宗門改帳によって元禄期の天王寺「非人」集団にも、長吏―二老―小頭という臈次制^{ろうじせい}（職階制）がしかれていたことが明確となった。

長吏は、太郎右衛門（五九歳）で、家族八人、弟子四人を抱えていた。二老は、甚右衛門（六〇歳）で、家族五人、弟子二人を抱えていた。小頭は、三人いた。源右衛門（四七歳）、家族四人、弟子二人。喜助（四〇歳。前掲拙稿では「嘉助」としていたが、「喜助」の間違いであった）、家族六人。重（十）右衛門（三八歳）、家族四人、弟子一人。小頭の重（十）右衛門が紀伊・和歌山出身であるのを除いて、あとは全員、悲田院出身である。こうした

臆次制は、道頓堀「非人」集団にも存在していたことがすでに知られている。⁷⁾

むしろここでとりあげたいことは、本宗門改帳で分類されている「悲田院仲間」「手下新非人」および「新屋敷手下非人」という「非人」集団内の小集団のことである。天王寺「非人」集団内部に、こうした三つの小集団が存在していたことは、『悲田院文書』所収の「悲田院仲間人数書上」(年不詳)によって知られていたことであつた。しかし、この「書上」は、それぞれ男女の大人と子どもの数とその合計が記されているだけなので、その詳しい実態については不明であつた。

本宗門改帳によれば、「悲田院仲間」は、一二二軒四〇一人、「手下新非人」は三〇軒九九人、「新屋敷手下非人」は三七軒一〇〇人であつた。以下、本宗門改帳を手がかりにしてこれら三つの小集団について検討を加えていくことにしたい。

まず第一に、三者の間に序列関係があつたのかどうかであるが、前掲の「書上」も、本宗門改帳も「悲田院仲間」↓「手下(新)非人」↓「新屋敷手下非人」の順に記していることからして、この記載順での一定の序列関係があつたことをうかがわせる。少なくとも「悲田院仲間」が最上位にあつたであろうことは、長吏・二老・小

頭(三人)すべてが、この小集団に属していたことから、言えるのではないかと考える。

第二に、出生地を比べてみると、「悲田院仲間」一二二戸の戸主のうち悲田院出身者は四一人、その他が八〇人(不明一人)、「手下新非人」三〇戸の戸主のうち悲田院出身者は一人のみ、その他が二九人、「新屋敷手下非人」になると、三七戸の戸主のうち「悲田院出身者は皆無で、三七人全員が他所出身であつた。つまり天王寺「非人」集団のうち、悲田院出身の戸主は、不明の善休と「手下新非人」の一人を除いて「悲田院仲間」に属していたのである。また、長吏・二老および小頭三人のうち二人まで悲田院出身であつた。こうしたことから、元禄期においては、悲田院出身者が中核となつて「悲田院仲間」が構成されていたものと思われる。

「手下新非人」の中には三〇戸の戸主のうち悲田院出身者が一人、配偶者が悲田院出身者一人と、わずかながらも二人いるのに対して、「新屋敷手下非人」三七戸の戸主またはその配偶者が悲田院出身者は皆無である。

以上のことから、まず悲田院出身者を中核にして他所者も含めて「悲田院仲間」が形成され、後に「手下新非人」集団が、そして最後に「新屋敷手下非人」集団が形成されたものと考えられる。

天和四年（一六八四）、大坂町内に小屋掛けしていた「非人」たちが四カ所の垣外にそれぞれ一五三人ずつ預けられることになった。⁹ その際、「天王寺両垣外ハハ荒地開キ村中ハ遣候ニ付、両垣外者銀子六百匁出申候由」とあることから、天王寺（悲田院）と鷹田の両垣外は、荒地を開いて住まわせたことがわかる。天王寺垣外の場合、これが四天王寺の東北の毘沙門池の側の地であるとされる。¹⁰ 享保く元文頃（一七一六く四一）の大坂町絵図と推定されている慶應義塾図書館蔵「大阪町絵図」に悲田院の「非人村」とは別に、毘沙門池の東北側に「非人」と記されている所が、その地である（慶應義塾大学三田情報センター刊行、一九九二年一月）。「新屋敷手下非人」とは、この毘沙門池のほとりに新しく居住した「非人」たちおよびその子孫を指すのであろう。ただ預けられた人数が一五三人とされているのに、天和四年（一六八四）から一四年しかたっていない元禄一年の本宗門改帳では一〇〇人しかいないのは、少し気になるが。

三 転びキリシタンとその類族家族の実態

道頓堀の「非人」集団の中に転びキリシタンおよびその類族が含まれていたことは、よく知られている。また、

天王寺「非人」集団の中にも、転びキリシタンとその類族がいたことは『悲田院文書』によって周知のことである。¹¹

本宗門改帳によつて転びキリシタン本人一人の存在が確認される。次のように記されている。¹²

一 浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那¹³ 善 転以前兵治と申候

休¹⁴ 八拾歳

当時八〇歳であったから慶長五年（一六一九）生まれであった。道頓堀の「非人」のうち転びキリシタンたち一〇人は、すべて寛永八年（一六三一）に改宗したと表明しており、同二年（一六四四）に転びキリシタン改めが行われている。¹⁴ 天王寺垣外では、同年、町奉行所が天王寺村庄屋を案内人に立てて直接のりこみ、大勢で垣外を取り囲み、その上で宗門改めを実施している。¹⁵ 兵治（善休）は遅くとも寛永二年には転びキリシタンとして把握されたのであろう。この年、兵治（善休）は二五歳であった。

ところで、興味深いことに、この善休は寛文五年（一六六五）および同一一年（一六七二）年の記録によつて天王寺垣外の長吏を勤めていたことが判明する。¹⁶

さて、本宗門改帳には転びキリシタン本人善休のことしか記述がなく、類族については不明であった。ところ

が幸いにも関西大学図書館に『摂州東成郡天王寺村 転切支丹類族生死改帳』が所蔵されていて、その正徳六年（一七一六）分のみが『大阪の部落史』第一巻に収録された（史料39）。正徳六年から享保一九年（一七三四）までの全文がすでに藤原有和によって翻刻・紹介され、かつ詳細な分析がなされている。¹⁷この類族生死改帳によって宗門改帳では分からなかった転びキリシタン類族の家族が判明したのである。藤原の研究を参考にしつつ、できるだけ重複しないかたちで検討を加えていきたい。

1 類族家族の実態

(1) 太郎右衛門家

彼は、悲田院長吏である。類族生死改帳によれば「転兵治嫡男」とあり、享保八年（一七二三）十一月一日に八三歳で病死している。¹⁸その家族および弟子は、次のとおりである。¹⁹

- 一 浄土宗道頓堀 竹林寺旦那^印
 - 同断^印 同女房悲田院長史 太郎右衛門^印
 - 同断^印 同女房生国河州中野村 五拾九歳
 - 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳
 - 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳
- 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳
- 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳
- 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳
- 同断^印 同女房同男子親一所能有候 五拾三歳

- 同断^印 同男子親一所能有候 大松同男子親一所能有候 拾八歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 犬松同男子親一所能有候 拾八歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 くる同男子親一所能有候 拾五歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 こま同女子親一所能有候 拾二歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 と同女子親一所能有候 拾二歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 岩同女子親一所能有候 拾二歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 六兵衛太郎右衛門孫二所能有候 六歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 五郎同弟子悲田院長 拾六歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 市兵衛同弟子河州水原 廿六歳
- 同断^印 同男子親一所能有候 五郎兵衛同弟子生国備前 三拾歳

人数合拾式人^印竹林寺旦那

類族生死改帳には、太郎右衛門の他に女房（くに）、息子犬松、娘るり、孫岩松の死亡年月日が記されている。なお、弟子は類族ではない。

(2) 源右衛門家

彼は小頭である。兵治の三男で、享保一八年（一七三三）八月三日に八三歳で病死している。²⁰その家族および弟子は、次のとおり。²¹

一浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

悲田院生 源右衛門㊦ 四拾七歳

同男子親一所能有候 小平次 拾七歳

同男子親一所能有候 源三郎 七歳

同弟子生国山城京 七兵衛 廿歳

同女弟子生国撰州大坂 虎之助 七歳

同男子親一所能有候 小 勘 拾七歳

人数合六人 竹林寺旦那

類族生死改帳には、源右衛門の他に息子の源三郎の死亡年月日が記されている。

(3) 正庵家

彼は、兵治の四男で、享保一六年(一七三二)八月一日に七八歳で病死している。⁽²²⁾

その家族および弟子は、次のとおり。⁽²³⁾

一浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那

同 同断

同 同断

同 同断

悲田院生 正 庵㊦ 四拾四歳

生国撰州尼崎垣外 同女房 四拾三歳

同男子親一所能有候 忠右衛門 拾九歳

同男子親一所能有候 小 勘 拾七歳

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

同弟子生国安芸広島 岩助 廿四歳

同弟子生国備前 彦物 三拾歳

同弟子生国和泉 市兵衛 廿八歳

同女弟子悲田院生 すすぎ 拾九歳

人数合八人 竹林寺旦那

類族生死改帳には、正庵の他に息子の小勘の死亡年月日が記されている。

(4) 吉右衛門家

彼は、兵治の五男で、享保一九年(一七三四)七月七日に七一歳で病死している。⁽²⁴⁾

その家族および弟子は、次のとおり。⁽²⁵⁾

一浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

同 同断

悲田院生 吉右衛門㊦ 卅五歳

生国河州久宝寺村 同女房 三拾一歳

同男子親一所能有候 源太郎 拾式歳

同男子親一所能有候 次郎松 三歳

同弟子生国尾州名古屋 彦七 廿四歳

同弟子生国撰州大坂 十兵衛 卅一歳

同 同断 同女弟子生国撰州大坂

な つ 七拾歳

人数合七人 竹林寺旦那

類族生死改帳には、吉右衛門の他に息子の源太郎の死亡年月日が記されている。

(5) 西心家

西心の娘こいちが、兵治の孫で、正徳六年(一七一六)四月二八日に四二歳で病死している。⁽²⁶⁾母は、いちとある。西心つまり兵治の娘がいちと名乗っていたのであろう。西心は、宗門改帳作成時六一歳だったので、兵治一九歳のときの子ということになる。宗門改帳には、次のように記されている。⁽²⁷⁾

一 浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那

生国紀州和歌山 西

心[㊦] 六拾歳

同 同断

同女子親一所能有候 こ い

ち 廿四歳

人数合式人 竹林寺旦那

西心の出身地が紀州和歌山とあるので、兵治一九歳のときは和歌山に居住していた可能性が高い。

(6) 藤兵衛家

彼は、兵治の孫である。その息子市松が享保六年(一七二一)一月八日に四〇歳で病死している。⁽²⁸⁾

その家族は、次のとおり。⁽²⁹⁾

一 浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那

悲田院生 藤兵衛[㊦] 三拾五歳

同 同断

生国泉州大庭寺村 同 女房 三拾一歳

同 同断

同男子親一所能有候 市松 拾七歳

同 同断

同女子親一所能有候 こ せ 拾四歳

同 同断

同女子親一所能有候 こ な 拾四歳

同 同断

同女子親一所能有候 た 七歳

同 同断

同女子親一所能有候 か 三歳

人数合七人 竹林寺旦那

(7) 甚右衛門家

彼は、悲田院二老である。類族生死改帳によると転び市右衛門の息子であることが分かる。⁽³⁰⁾その家族と弟子は、次のとおり。⁽³¹⁾

一 浄土宗 道頓堀 竹林寺旦那[㊦]

悲田院二老 甚右衛門[㊦] 六拾歳

同 同断[㊦]

同男子親一所能有候 次 兵衛 拾九歳

同	同断	同男子親一所能有候	六郎
同	同断	同女子親一所能有候	はつ
同	同断	同男子親一所能有候	虎之助
同	同断	同男子親一所能有候	四郎
同	同断	同弟子生国撰州大坂	四郎
同	同断	同弟子生国撰州大坂	ふ
同	同断	同女子親一所能有候	じ
同	同断	同女子親一所能有候	四拾四歳

人数合七人 竹林寺旦那

類族生死改帳には、娘はつの死亡年月日が記されている。⁽³²⁾

(8) 重(十) 右衛門家

類族生死改帳には、「転市右衛門類族五郎躰 せん夫」とある。重(十) 右衛門は、転び市右衛門の孫せんの夫ということになる。享保六年(一七二一)一月五日に六一歳で病死したと記されている。⁽³³⁾ 小頭を勤めていた。⁽³⁴⁾ その家族および弟子は、次のとおり。

一浄土宗	道頓堀	竹林寺旦那	生国紀州和歌山	重右衛門	卅八歳
同	同断		悲田院生	同女房	廿八歳
同	同断		同男子親一所能有候	伊之助	八歳

同	同断	同男子親一所能有候	伊三郎
同	同断	同弟子生国遠江	六助
同	同断	同男子親一所能有候	廿八歳

人数合五人 竹林寺旦那

類族帳には、重(十) 右衛門の他に息子の伊三郎の死亡年月日が記されている。

(9) 伊兵衛家

彼は、類族生死改帳によれば、転び市右衛門の孫にあたる。その家族は、次のとおり。⁽³⁵⁾

一浄土宗	道頓堀	竹林寺旦那	悲田院生	伊兵衛	卅九歳
同	同断		大坂道頓堀垣外生	同女房	三拾二歳
同	同断		同女子親一所能有候	き	拾七歳
同	同断		同女子親一所能有候	き	七歳
同	同断		同男子親一所能有候	六	五歳
同	同断		同女子親一所能有候	き	五歳
同	同断		同女子親一所能有候	き	五歳

人数合六人 竹林寺旦那

伊兵衛の女房は、類族生死改帳によれば、「こがう」

という名前で、享保一八年に六七歳で病死している。⁽³⁷⁾ 娘き(きい)・きよの死亡年月日も記されている。

(10) 庄八家

彼は、転び次郎右衛門の孫にあたる。類族生死改帳には、「八」と記されているが、年齢が庄八と一致するから、同一人物と考えられる。⁽³⁸⁾ その家族は、次のとおり。⁽³⁹⁾

一浄土宗	道頓堀	竹林寺旦那	悲田院生	庄八	八
同	同断		庄八母悲田院生	み	三拾三歳
					六拾七歳

庄八の母みつは、類族生死改帳によれば、享保三年(一七一八)、八七歳で病死している。⁽⁴⁰⁾

類族生死改帳に載っていて、かつ、宗門改帳で確認される転びキリシタンの類族は、以上一〇家族である。ただし、類族生死改帳の記載で明らかに宗門改帳作成時の元禄一一年(一六九八)には生存していたと考えられる人々で、宗門改帳で確認できない人々が二十数名いる。

その理由の第一は、半数近くを占める女性の場合、結婚していれば、宗門改帳では「女房」と記されるのみで名前が記載されていず、照合が困難であることである。第二に、鳶田や道頓堀などの他の垣外に居住していた可能性のあることである(婚姻・養子などの事情によって)。

なお、『道頓堀非人関係文書』上巻によれば、道頓堀垣外の転びキリシタンきくの孫半助が天王寺垣外に居住していて、正徳六年(一七一六)一月二〇日に五八歳で病死したとある。⁽⁴¹⁾ 万治二年(一六五九)生まれとなる。その半助の家族は、次のとおり。⁽⁴²⁾

一浄土宗	道頓堀	竹林寺旦那	悲田院生	半助
同	同断		生国泉州堺	卅九歳
同	同断		同女子親一所罷有候	卅三歳
同	同断		同女子親一所罷有候	拾六歳
同	同断		同女子親一所罷有候	九歳
同	同断		同男子親一所罷有候	六歳
人数合六人		竹林寺旦那		

以上、宗門改帳には転びキリシタン本人の善休(兵治)の他に、少なくとも類族一一家族、五一人(弟子を除く)が掲載されていたことになる。悲田院垣外全戸数一八九軒の五・八%、全人口六〇〇人の八・五%を占める。

2 類族一一軒の特徴

第一に、すべて狭義の「悲田院仲間」であるというこ

とである。つまり天王寺「非人」集団の中の最上位と考
えられる階層に属していたということである。

第二に、一一軒のうち九軒の戸主が悲田院生まれであ
るということである。残る二軒のうち一軒は、戸主の妻
が悲田院生まれである。

第三に、類族が天王寺「非人」集団の支配的地位に就
いていることである。転び善休の長男太郎右衛門が長吏、
転び市右衛門の息子甚右衛門が二老、善休の三男源右衛
門が小頭（組頭）、転び市右衛門の孫せんの夫重（十）
右衛門も小頭であった。元禄一年の天王寺「非人」集
団の役職者は、他に小頭喜助が一名いたただけだから、こ
の時点では天王寺「非人」集団の主要な役職を類族集団
がほぼ握っていたということになる（転び本人の善休自
身、前述のように長吏職に就いていた）。

道頓堀垣外でも、長吏道味（一六〇五〜一六八二）の
妻が転びキリシタンであったり、転びキリシタンの孫七
の家系から長吏を出すなど、類族集団が垣外の中核的部
分を占めていたことはすでに知られている。⁴³藤原有和は、
天王寺垣外および鳶田垣外についても、同様であったこ
とをすでに明らかにし、その点に注目している。⁴⁴

なぜこのような事情が生じたのかは、重要かつ興味深
い研究テーマであるが、本稿で用いた宗門改帳と類族生

死改帳からだけでは、十分、解明はできない。今後の研
究課題として、ひとまず筆を擱くこととしたい。

注

(1) 岡本良一「大阪の非人」(『ヒストリア』第三号、一九
五二年三月)。のち岡本著『乱・一揆・非人』(柏書房、
一九八三年五月)に収録。

(2) 藤木喜一郎「大阪町奉行管下に於ける司法警察制度に
ついて」(『創立七〇周年関西学院大学文学部記念論文集』
一九五九年)。のち藤木著『江戸時代史論』(平安書院、
一九六〇年五月)に収録。

(3) 内田九州男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』
第五号、一九七四年二月)、岡本良一・内田九州男「解
題」(岡本・内田編『道頓堀非人関係文書』下巻、清文堂、
一九七六年六月)、内田九州男「近世非人論」(部落問題
研究所編『部落史の研究 前近代篇』部落問題研究所出
版部、一九七八年一月)、岡本良一「『大阪の非人』研究
覚書」(部落解放研究所編『近世部落の史的研究』上巻、
解放出版社、一九七九年六月。後に岡本前掲書に収録)、
塚田孝「三都の非人と非人集団」(『歴史学研究』五三四
号、一九八四年)。のち塚田著『近世日本身分制の研究』
兵庫部落問題研究所、一九八七年一月に収録)、内田

九州男「大坂四ヶ所の組織と収入」(『ヒストリア』第一一五号、一九八七年六月)、内田九州男「悲田院文書解題」(岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂、一九八九年七月)、朝比奈修「道頓堀非人関係文書」における非人の足洗いについて―幕府法令と非人解放の実態―(『関西大学法学論集』第四〇巻第四号、一九九〇年一月)、小西愛之助「摂津・河内・和泉の『非人』」(大阪の部落史)編纂委員会編『新修 大阪の部落史』上巻、解放出版社、一九九五年五月)、拙著「元禄十一年三月『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』について」(『大阪の部落史通信』第一三号、一九九八年三月。のち拙著『近世身分と被差別民の諸相』解放出版社、二〇〇〇年三月に収録)、塚田孝「近世の非人 大坂の四ヶ所垣外の成立」(『日本史研究最前線 別冊歴史読本(四六)』新人物往来社、二〇〇〇年六月)、塚田孝「近世大阪における非人集団の組織構造と御用」(『年報都市史研究』八号、二〇〇〇年一〇月)、中島智枝子「大阪における明治初期の非人施策について」(『大阪の部落史通信』二四号、二〇〇〇年一二月)、拙稿「近世大坂絵図にみる『非人村』」(大阪人権博物館編『絵図の世界と被差別民』同館、二〇〇一年九月)、小野田一幸「近世刊行大坂図にみる千日墓所とその周辺」(同前)、藤原有和「紀州吹上非人村

初代長吏・転びキリシタン久三郎について」(『大阪の部落史通信』第三四号、二〇〇四年一月)。

(4) 藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(一)、(二)」(関西大学『人権問題研究室紀要』第四九、五〇号、二〇〇四年八月、二〇〇五年三月)。

(5) 塚田孝『都市大坂と非人』八〇―一一頁。

(6) 前掲『道頓堀非人関係文書』上、二八頁。しかも、道頓堀「非人」のうち転びキリシタンが一〇名であるというのは、同書の二、六、一四頁にも明記されていることである。この人数の間違いについては、藤原有和がすでに前掲「紀州吹上非人村初代長吏・転びキリシタン久三郎について」において指摘していた(八頁注(7))。もう一点、指摘しておく、塚田前掲書の八頁頭注において、「道頓堀非人」の転びキリシタンについては、内田九州男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』第五号)で、まず注目されたところのも、間違いで、最初にふれたのは、岡本良一(前掲「大阪の非人」『ヒストリア』第三号、一九五二年三月、一五頁)で、ついで注目したのは、藤木喜一郎(前掲論文、一九五九年、その再録『江戸時代史論』一九六〇年、七三―七四頁)であって、内田論文は、一九七四年一月発表である。

(7) 内田前掲「大坂四ヶ所の組織と収入」七四―七八頁。

(8) 前掲『悲田院文書』五三～五四頁。なお、宗門改帳で「手下新非人」となっているところは、この「書上」では「手下非人」となっている。

(9) 前掲『道頓堀非人関係文書』上、二四～二六頁。

(10) 内田前掲「悲田院文書 解題」二四七頁。

(11) 前掲『悲田院文書』五六～六〇頁。

(12) 『大阪の部落史』第一卷〈史料編 考古／古代・中世／近世1〉(解放出版社、二〇〇五年一月)三七七頁。

(13) 前掲『道頓堀非人関係文書』上、二九二～三〇五頁。

(14) 同前、一～二頁。

(15) 同前、六五二頁。

(16) 同前、一二、一五頁

(17) 注(4) 参照。

(18) 藤原前掲論文(一)、七〇頁。

(19) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七六頁。

(20) 藤原前掲論文(一)、九一頁。

(21) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七七頁。

(22) 藤原前掲論文(一)、八六頁。

(23) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七七～三七八頁。

(24) 藤原前掲論文(一)、九三頁。

(25) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七七頁。

(26) 藤原前掲論文(一)、五二頁。

(27) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三八四頁。

(28) 藤原前掲論文(一)、六六頁。

(29) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七八頁。

(30) 藤原前掲論文(一)、五〇、五三頁。

(31) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三七六頁。

(32) 藤原前掲論文(一)、五三頁。

(33) 同前、六五頁。

(34) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三九一頁。なお、宗門改帳末尾に小頭として「十右衛門」と記されているが、印鑑を照合したところ「重右衛門」のものと同一であったので、同一人物であることが分かる。

(35) 藤原前掲論文(一)、五三頁。

(36) 『大阪の部落史』第一卷、三八九頁。

(37) 藤原前掲論文(一)、九〇頁。

(38) 同前、五二～五三頁。

(39) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三九二頁。

(40) 藤原前掲論文(一)、五八頁。

(41) 前掲『道頓堀非人関係文書』上、一二一～一二二頁。

(42) 前掲『大阪の部落史』第一卷、三九三頁。

(43) たとえば塚田前掲書、九頁。

(44) 藤原前掲論文(一)。